

市・県民税の申告と 所得税の確定申告の受付がはじまります

期間は **2月16日(火)～3月15日(火)**

申告の準備はお済みですか？

まもなく平成27年分所得税の確定申告と市・県民税の申告時期となります。
正しい申告と納税は私たちの義務であり、社会のルールです。自分の所得と税額を正しく計算し、期限までに申告、納税を済ませましょう。
申告期限が近づくと、窓口は大変混雑します。早めに申告準備を済ませ、余裕を持ってお出かけください。

住宅取得控除説明会		
2月8日(月)	10:00～12:00 13:00～17:00	下呂総合庁舎5階 大会議室(萩原町羽根)
高山税務署職員・税理士による無料申告相談会		
2月23日(火)	10:00～12:00 13:00～16:30	市役所下呂庁舎 1階ロビー
2月24日(水)		

■高山税務署職員・税理士による無料申告相談会
高山税務署職員と税理士による無料申告相談会を左記のとおり2日間にわたって開催しますので、ぜひご利用ください。
【無料相談にあたってのお願い】
当日は大変混みあうことが予想されますので、営業、農業などの事業所得や不動産所得のある人は、青色決算書または収支内訳書をあらかじめ作成しておいてください。また、必要書類など忘れ物のないよう事前にご確認の上お越しください。

■申告及び納期限
▼所得税・贈与税…3月15日(火)
▼消費税…3月31日(木)
期限までに申告、納付してください。納付書をお持ちでない方は、税務署、各申告会場に備え付けの納付書をご利用ください。
※贈与税の申告相談は市役所で行っておりません。

■青色申告の方へ
青色申告に関する相談及び申告書の作成は市役所では行っておりません。
申告相談などは、税務署へお問い合わせいただくか、上記の「高山税務署職員・税理士による無料申告相談会」をご利用ください。

■住宅取得控除説明会
平成27年中に住宅等を取得された人で、一定の要件を満たしている場合は、税額控除が受けられます。上記のとおり説明会を開催します。参加希望される場合は、事前に案内を送付しますので、市役所税務課までお問い合わせください。

問 合 先

- ◆所得税の確定申告に関することは
高山税務署 9:00～17:00
☎ 0577-32-1020
(電話は自動音声により案内されます)
- ◆市・県民税の申告に関することは
市役所市民部税務課 8:30～17:15
☎ 24-2222 内線 139・140・141

平成26年1月から、 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

平成26年1月から、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。

なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税の申告が必要ない方も対象です。

詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

申告受付会場一覧表

受付時間▶ 8:30～12:00 ▶ 13:00～17:15 (日曜は▶ 9:00～12:00 ▶ 13:00～16:00)

会場	受付期間	日曜日の開設日
市役所下呂庁舎 1階ロビー	2月16日(火) }	2月21日
市役所萩原庁舎選挙管理委員会室		2月28日
小坂振興事務所 1階相談室	3月15日(火) ※日曜日の開設日以外の土日を除く	
金山振興事務所 1階ロビー		
馬瀬振興事務所内		

■申告会場
申告・相談は、左表の会場にて行ってください。日時などお間違えのないようご確認の上、受付期間内にお出かけください。

■市・県民税

▼申告が必要な人

平成28年1月1日現在、下呂市内在住で次のいずれかに該当する人
○営業、農業などの事業所得や不動産所得のある人
○事業主から市へ給与と支払報告書が提出されなかった人(日雇い、パートなどの人は、事業主に確認してください)
○配当、譲渡(株、土地、建物)などの収入がある人

○次に該当する人は、収入がなくても申告をお願いします。
・国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険加入者とその世帯主の人(申告がない場合は、保険料などの軽減が受けられません)
・税務証明書(所得証明書など)が必要な人

▼申告が不要な人

○平成27年分所得税の確定申告を行う人
○勤務先から市へ給与と支払報告書の提出があった人で、給与所得以外の所得がない人

※住民税についての詳しい内容は、別紙「知っておきたい身近な税金のしくみ」または、下呂市ホームページ(<http://www.city.gero.lg.jp/>)より確認ください。

■所得税

▼申告が必要な人

○年金受給者で、各控除を受けようとする人
○サラリーマンで次のいずれかに該当する人
・給与収入が2千万円を超える人
・給与所得と退職所得以外の各所得の合計額が20万円を超える人

・2力所以上から給与を受けている人
・社会保険料、扶養、医療費控除などの各控除を追加変更しようとする人
○営業、農業などの事業所得や不動産所得のある人、土地や建物を譲渡した人などで平成27年中の合計所得金額が、基礎控除などの所得控除の合計額より多い人

▼年金所得者の確定申告不要制度

公的年金の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計が20万円以下である場合は、所得税の確定申告をする必要はありません。(ただし、市・県民税の申告は必要です)

○収入を証明する書類
・平成27年中に支払を受けた公的年金や給与すべての源泉徴収票(原本)
・平成27年中に支払を受けた個人年金や内職などで請け負った業務に対する支払明細書
・事業所得や不動産所得の収支内訳書
※収用や居住用財産を譲渡した場合は、事前に税務署または市役所税務課へお問い合わせください。
○控除を証明する書類(書類がない場合は控除できません)
・生命保険料(一般用・個人年金用・介護医療用)の控除証明書
・地震保険料などの控除証明書
・国民年金保険料の控除証明書
・寄附金の受領証明書
・医療費の領収書
※医療費の領収書は、受診者、医療機関ごとに領収日順にまとめて、合計金額がわかるようにしてください。事前にまとめていない場合は申告を受けられません。

■申告に必要なもの

○印鑑(フスタン形式以外の朱肉を使用するもの)
○申告書(税務署、市から届いている人はそれを使用してください)

○収入を証明する書類

・平成27年中に支払を受けた公的年金や給与すべての源泉徴収票(原本)
・平成27年中に支払を受けた個人年金や内職などで請け負った業務に対する支払明細書
・事業所得や不動産所得の収支内訳書
※収用や居住用財産を譲渡した場合は、事前に税務署または市役所税務課へお問い合わせください。
○控除を証明する書類(書類がない場合は控除できません)
・生命保険料(一般用・個人年金用・介護医療用)の控除証明書
・地震保険料などの控除証明書
・国民年金保険料の控除証明書
・寄附金の受領証明書
・医療費の領収書
※医療費の領収書は、受診者、医療機関ごとに領収日順にまとめて、合計金額がわかるようにしてください。事前にまとめていない場合は申告を受けられません。

○電子申告(e-Tax)を利用する
・添付書類の提出省略
・還付がスピーディー
・24時間受付

・その他控除を受けるために必要なもの
○その他
・税金の還付を受ける人は、本人名義の口座番号がわかるもの

■自宅で申告書の作成

自宅のパソコンからインターネットを利用して確定申告書の作成ができます。

○書面で提出する

申告書をご自分で作成して郵便などで直接税務署へ提出

○電子申告(e-Tax)を利用する

・添付書類の提出省略
・還付がスピーディー
・24時間受付

※e-Taxの利用に際しては、事前準備が必要です。

どちらも国税庁のホームページから作成できます。
【国税庁ホームページ】
<http://www.nta.go.jp>